

令和6年度那覇市まなびクーポン 追加募集

【申込メ切】
令和7年
1月31日(金)

利用期限:令和7年2月28日

※令和6年度の利用申込をされていない方が対象です。すでに申込済の方は、対象外となります。

対象児童生徒 ※次の要件をすべて満たすこと

- ☑ 那覇市在住
- ☑ 小学4年生から中学3年生
- ☑ 令和5年度から令和6年度の間
次のA~Cのいずれかの世帯に該当
 - 【A】生活保護受給世帯
 - 【B】就学援助認定世帯
 - 【C】児童扶養手当受給世帯

※対象児童生徒が同一世帯に複数いる場合は、人数分の申込が必要になります。

クーポン提供額

- ・小学生一人あたり: 84,000円
- ・中学生一人あたり: 120,000円

登録事業者リスト

右のQRコードから現在利用できる学習塾、家庭教師、通信教育等が確認できます。



利用を希望する学習塾等の登録がない場合、右のQRコードから登録リクエストが可能。
(※学習塾側の都合により、登録に至らない場合や、登録に時間がかかる場合があります。)



利用申込

Webまたは書類いずれかの方法で申込下さい

Web申込

電子申請(申込)フォーム



必要事項を入力して下さい

書類申込

申請書ダウンロード



下記問合せ先へ郵送または直接窓口へご提出下さい。

※申込の際には、下記①・②の添付が必要です

- ① 申込者(保護者)の公的身分証の写し
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
- ② 対象世帯を確認できる書類
 - 【A】保護受給証明書 の写し
※令和6年2月以前から保護受給中の方は省略可。
 - 【B】就学援助認定通知書 の写し
※令和5年度または令和6年度のいずれか
 - 【C】児童扶養手当受給者証 の写し
※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります。

※クーポンの利用にあたっては、他の受講者や保護者等を含む第三者に提供、開示、漏えいすることがないように十分に配慮し事業を実施しています。



【那覇市まなびクーポン事業】
那覇市 こどもみらい部 こども政策課
〒900-8585
那覇市泉崎1丁目1番1号(市役所本庁舎 3階50番窓口)
[平日] 午前 8:30~12:00 午後 13:00~17:00
(※土・日・祝日、慰霊の日(6/23)、12/29~1/3を除く)
TEL:098-861-2110 FAX:098-917-0106
メール:KM-SEI001@city.naha.lg.jp

【事務局(委託先)】
株式会社 日本旅行沖縄
〒900-0015
那覇市久茂地3丁目21番1号 國場ビルディング2階
[平日] 9:45~16:45
(※土・日・祝日、年末年始を除く)
TEL:098-943-2977 FAX:098-869-4705
メール:naha_manabi@nta.co.jp

※裏面の「よくある質問」もご覧ください。(R6.12)

よくある質問

【申込みについて】

Q1：申込からクーポンが使えるようになるまでの期間はどのくらいですか？

A1：①申込の翌営業日から約10日程度で、交付決定した方には、那覇市からクーポン交付決定通知書を郵送します。

(重複申込が判明した方、クーポン対象外の方には、電話またはメール等でご連絡いたします。)

②その後、事務局より、電子クーポンの利用手順などを記載した「クーポン利用者の手引き」一式を、約1～2週間程度で郵送します。

※郵便事情などの理由により、配達に時間を要する場合があります。

※申込開始時期(4月～5月)、連休前後、年末年始等は、通常よりお時間がかかる見込みです。

Q2：昨年度(令和5年度)まなびクーポンを利用しましたが、今年度(令和6年度)も申込は必要ですか？

A2：まなびクーポンは年度ごとに交付しておりますので、昨年度ご利用になった方も改めて申込が必要になります。

Q3：添付資料を紛失してしまいました。どうしたらいいのでしょうか？

A3：それぞれの担当課にお問合せの上、再発行を受けてください。

生活保護受給証明書：保護課(本庁2階) TEL：098-861-5193

就学援助認定通知書：学務課(本庁11階) TEL：098-917-3505 (※認定証明書での発行となります)

児童扶養手当受給者証：子育て応援課(本庁3階) TEL：098-861-6951

【クーポン利用について】

Q1：クーポンの利用は月額制ですか？まとめて使うこともできますか？

A1：クーポン提供額(年額)を一括で交付しますので、下記のような多様な利用が可能です。

- ① 毎月の月謝代等として利用する
- ② (夏季・冬季)集中講座等の代金として利用する
- ③ 数か月分まとめて利用する(※教室側との合意が必要です)
- ④ (クーポンの提供額の範囲で)複数の教室を利用する

Q2：通いたい塾の月謝代等が高く、クーポン提供額を超える場合はどうなりますか？

A2：クーポン提供額を超えた分の費用は、自己負担となります。

Q3：クーポンをきょうだいで利用することはできますか？

A3：クーポンは対象児童生徒1人ごとに交付・利用となりますので、きょうだいで利用することは認めておりません。

Q4：クーポン交付後に、利用する教室を変える場合、再度申込は必要ですか？

A4：再度申込は不要です。令和6年度の交付済みクーポン残額でそのままご利用いただけます。

Q5：クーポンで使える範囲を教えてください

A5：クーポンでご利用いただける対象サービスは、下記の表のとおりになります。

対象となる主な教育サービス

| 項目 | 例 |
|-------------|--|
| ①科目 | 国語・算数(数学)・理科・社会・英語・プログラミング |
| ②初期費用 | 入会金等サービスの提供を受けるために必要な費用 |
| ③受講料・月謝・その他 | 受講料、月謝、その他サービスの対価として支払う費用 |
| ④教材・教具・道具 | サービスを利用するために必要不可欠な教材・教具で、登録事業者によるその支払いを行うべき費用(ただし、④のみの利用は不可) |
| ⑤その他 | その他、那覇市が必要と認めた費用 |